別記

　第１号様式（第５条関係）

|  |
| --- |
| 　 |
| 　 | 計画認定申請 | 　 |
| 手数料額計算書(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第１項の規定による申請) |
| １　申請の対象とする範囲　(該当する□にレを記入) | □　建築物全体□　複合建築物の非住宅部分□　複合建築物の住宅部分 |
| ２　計画の評価方法　(該当する□にレを記入) | 住宅部分：□ 誘導仕様基準□　仕様・計算併用法□　標準計算法非住宅部分：□　モデル建物法□　標準入力法等 |
| ３　手数料額の計算 |
| 　 | 申請の種類(該当する□にレを記入) | 適合証等がある場合 | 適合証等がない場合 | 　 |
| □一戸建て住宅 | m2 | 別表第３ ４の（１）円(a) | 別表第３ ４の（２）円(A) |
| □一戸建て住宅以外の建築物 | 住宅部分の床面積の合計 | m2 | 別表第３ ４の（１）円(b) | 別表第３ ４の（２）円(B) |
| 住戸の数が一である複合建築物の住宅部分の床面積 | m2 | 別表第３ ４の（１）円(c) | 別表第３ ４の（２）円(C) |
| 非住宅部分の床面積の合計 | m2 | 別表第３ ４の（１）円(d) | 別表第３ ４の（２）円(D) |
| 計 | (b)＋(d)又は(c)＋(d)円 | (B)＋(D)又は(C)＋(D)円 |
| 合計　　　　　　　　　　　　　　円(注意)１　「適合証等」とは、大田区建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第５条第１項第２号又は第３号に規定する図書をいう。２　「別表」とは、大田区手数料条例別表を指す。３　申請に併せて、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第２項の規定に基づく申出をする場合は、上記合計に大田区手数料条例に定める額を加える。４　住戸の数が一である複合建築物の住宅部分の手数料の額は、一戸建て住宅の額とする。５　国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により評価する場合の手数料の額は、標準入力法等による評価方法とみなして計算した額とする。 |